

徳島県規則第二十九号

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則（昭和四十八年徳島県規則第百三号）の一部を次のように改正する。

本則の第三十七条ただし書中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、令和五年五月一日から施行する。